

令和6年12月10日

債権者の皆さまへ

東京都新宿区新宿1丁目8番5号 新宿御苑室町ビル5階
三宅・今井・池田法律事務所
破産者 医療法人社団美実会
一般社団法人八桜会
破産管財人 弁護士 志 甫 治 宣

「アリシアクリニック」の破産について

前略 失礼します。

「アリシアクリニック」（旧「じぶんクリニック」を含み、以下「アリシアクリニック」といいます。）の運営元である破産者医療法人社団美実会（以下「美実会」といいます。）及び一般社団法人八桜会（以下「八桜会」といい、美実会と併せて以下「破産者ら」といいます。）は、令和6年12月10日午前11時、東京地方裁判所より破産手続開始決定を受けるとともに、当職が破産管財人に選任されました（東京地方裁判所令和6年（フ）第8380号及び8381号。以下「本破産事件」といいます。）。

当職は、破産者らの破産管財人として、アリシアクリニックの利用者を含む債権者の皆さまに対し、次の各事項について、別紙のとおりご説明いたします。

- 1 破産手続開始決定とは
- 2 破産管財人の権限について
- 3 破産管財人が行う業務の内容について
- 4 債権届出について
- 5 配当の見込みについて
- 6 財産状況報告集会（いわゆる債権者集会）について
- 7 質問や意見等がある場合の連絡方法について

本破産事件では、債権者の皆さまを含む破産者らの関係者は極めて多数にのぼり、個別にご連絡をいただきますと、破産管財業務等に支障を来たしかねません。そのため、東京地方裁判所や破産管財人の事務所への訪問、電話又はFAXによるご連絡やお問合せはお控えいただき、ご質問等がある場合には、別紙の「7」の方法によりご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。

また、破産手続開始決定通知については、債権者数が極めて多数にのぼり、お手元に届くまでに一定程度時間を要するかと存じますので、今しばらくお待ち下さい。

債権者の皆さまにはご不便、ご迷惑をおかけしていることと存じますが、本破産事件に対し、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

草々

1 破産手続開始決定とは

破産手続開始決定とは、破産手続開始の申立てがなされた場合において、破産手続開始の原因となる事実（支払不能（債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態）又は債務超過）であると認められるときになされる決定です（破産法第30条第1項）。

破産手続開始の決定と同時に、破産管財人が選任されます（破産法第31条1項）。破産管財人の権限の内容は後記2、破産管財人が行う業務の内容は後記3のとおりです。

2 破産管財人の権限について

破産管財人とは、裁判所から選任され、破産手続において破産財団に属する財産の管理及び処分をする権利を有する者であり（破産法第2条第12項）、公正中立な立場にあります。破産管財人は、破産者や債権者の代理人ではありません。また、破産者の財産を管理処分する権限は、破産管財人に専属します（破産法第78条第1項）。

なお、当職は、あくまでも破産者らである美実会及び八桜会の破産管財人であり、これら以外の関係会社を含む別法人の財産の管理処分権は有していません。

3 破産管財人が行う業務の内容について

今後、当職は、裁判所に選任された破産管財人として、破産者らが破産手続開始に至った事情、破産者らの破産財団（破産者らの財産であって、破産手続において破産管財人にその管理及び処分をする権利が専属するもの）及び負債の状況、並びに破産者らの役員責任の有無等に関する調査を行います。また、破産者らの資産については、換価（現金化）を行います。

そして、債権者の皆さまに対する弁済又は配当を行うに足りる破産財団が形成された場合には、破産法の定めるところに従い、弁済又は配当を行います。

4 債権届出について

本破産事件では、破産債権の届出期間と破産債権の調査をするための期日が定められておりません（破産法第31条第2項）。破産者らの破産財団の調査を進め、債権者の皆さまに対する配当が見込める状況になった段階で、改めて、裁判所が、債権届出期間及び債権調査期日を定める予定です。債権届出期間及び債権調査期日が定められましたら、債権届出期間及び債権調査期日並びに債権届出の方法についてご連絡させていただきます。

5 配当の見込みについて

現時点では、配当の見込みはありませんが、今後、破産者らの破産財団の調査を進め、債権者に対する配当の可否に関する見通しが付いた場合には、改めてご連絡いたします。

6 財産状況報告集会（いわゆる債権者集会）について

本破産事件では、債権者数が極めて多数になると見込まれること及びその他諸般の事情を考慮して、財産状況報告集会（いわゆる債権者集会）の期日は定められていません（破産法第31条第4項）。

財産状況報告集会に替わり、裁判所は、破産管財人に対し、令和7年4月24日までに財産状況報告書の提出を求めていますので、当職は、同日頃までに、破産管財人のホームページに上記報告書を掲載するとともに、その他の破産管財業務の遂行状況等につきましても、随時、破産管財人のホームページに掲載して、債権者の皆さまに対する情報提供を行う予定です。

7 質問や意見等がある場合の連絡方法について

破産者らの債権者の皆さまは極めて多数にのぼり、個別にご連絡をいただきますと、破産管財業務等に支障を来たしかねません。そのため、東京地方裁判所や破産管財人の事務所への訪問、電話又はFAXによるご連絡やお問合せはお控えいただき、ご質問やご意見等がある場合には、下記の「Q&A（債権者の皆さまから寄せられたよくある質問と回答）」をよくお読みいただいた上で、次の「お問合せ」フォームからご連絡くださいますようお願いいたします。

「お問合せ」フォーム <https://forms.gle/qvEGMSzgxJpfQXKq9>

但し、債権者の皆さまからいただいたご質問に対し、個別でご回答するのは難しく、いただいたご質問は集約した上で、破産管財人のホームページ上に掲載するなどの方法により回答する予定です。いただいたご質問の内容によっては、裁判所と協議を要する場合があります。回答にお時間をいただく場合もございます。予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

現在、破産管財人のホームページは準備中であり、それまでは、下記のとおり「Q&A」を掲載するとともに、「お問合せフォーム」を設置いたしますので、そちらをご参照及びご利用ください。また、破産管財人のホームページの準備が整いましたら、アリアクリニックのホームページでご連絡いたします。

その他、皆さまよりご質問以外でご連絡いただいた内容については、貴重なご意見として承ります。

Q & A（債権者の皆さまから寄せられたよくある質問と回答）

本Q & Aは、債権者の皆さまから特に多くお問い合わせをいただいている質問について、整理・分類した上で、回答を掲載しています。以下では、医療法人社団美実会及び一般社団法人八桜会を併せて「破産者ら」といいます。

Q 1 予約をしていましたが、今後は施術を受けることはできないのですか。

A 1 破産者らは、破産により事業を停止していますので、予約の有無にかかわらず、今後、お客様が施術を受けることはできません。

Q 2 破産者らに対して現金で施術代を前払いしていましたが、支払った施術代のうち未施術分の分は返金されないのですか。

A 2 支払済みの施術代のうち未施術の分は、返金されず、破産者らの破産手続において、破産債権として取り扱われることとなります。破産債権は、破産法上、配当手続によらなければ配当を受けることができません。そして、現在の破産財団の状況に照らすと、現時点では配当の見込みはないため、未施術分の施術代を返金することは、極めて難しい状況です。

Q 2-2 カード払いで施術代を前払いしました。返金してもらえますか。

A 2-2 クレジット契約については、お客様とクレジットカード会社との間の契約になりますので、お手数をお掛けして恐縮ではございますが、お客様において、クレジットカード会社に直接お問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

Q 2-3 信販会社から、未施術の施術代が引き落とされました。返金されますか。

A 2-3 信販会社との間のローン契約については、お客様と信販会社との間の契約になりますので、お手数をお掛けして恐縮ではございますが、お客様において、信販会社に直接お問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

Q 2-4 破産手続開始前に退会手続をし、必要書類を提出しました。すでに支払った施術代は返金してもらえますか。

A 2-4 退会に伴う清算金（支払済みの施術代）は、返金されず、破産者らの破産手続において、破産債権として取り扱われることとなります。破産債権は、破産法上、配当手続によらなければ配当を受けることができません。現在の破産財団の状況に照らすと、現時点では配当の見込みはないため、清算金をお支払いすることは、極めて難しい状況です。

※ 以下のQ&Aに含まれる法的な問題は、信販会社やクレジットカード会社において、破産管財人の判断と異なる判断をする場合があります。信販会社やクレジットカード会社が、それぞれの法的見解を主張する場合があります。あらかじめご了承くださいませよう、お願いいたします。

Q 3 今後の信販会社やクレジットカード会社に対する支払いはどうなりますか。

A 3 破産者らの破産により施術を受けることができなくなった以上、未施術分に対応する代金については、信販会社やクレジットカード会社に対し、支払いの停止を求めることができる可能性があります（支払停止の抗弁権（抗弁の接続））が、信販会社やクレジットカード会社が、破産者らの破産を理由に、自動的に請求を止める可能性は極めて低いと思われます。

そのため、お手数をお掛けして恐縮ではございますが、お客様において、信販会社との間でローン契約を締結している場合には当該信販会社に対し、クレジットカード会社との間でクレジット契約をしている場合には当該クレジットカード会社に対し、それぞれ、支払停止の抗弁権の主張をし、請求を止めるよう求めるのがよろしいかと存じます。なお、サービス提供の有効期限又は役務の消化状況等により、支払停止の抗弁権を主張できない場合があることにご留意下さい。

Q 3-2 信販会社や、クレジットカード会社による引落としを止めるにはどうすればいいですか。

A 3-2 破産者らの破産により施術を受けることができなくなった以上、未施術分に対応する代金については、信販会社やクレジットカード会社に対し、支払いの停止を主張できる可能性があります（支払停止の抗弁権（抗弁の接続））。

もともと、信販契約やクレジット契約については、お客様と信販会社との間、又はお客様とクレジットカード会社との間の契約になりますので、支払停止の抗弁権の主張につきましては、お客様がご利用の信販会社各社又はクレジットカード会社各社に直接ご連絡いただきますようお願い申し上げます。その上で、信販会社又はクレジットカード会社が支払停止の抗弁権に応じない場合には、全国各地の消費生活センターや弁護士等にご相談ください。

Q 3-3 支払停止の抗弁権の主張をすることによって、信用が毀損され、今後ローンを組む際に不利になることはありますか。

A 3-3 支払停止の抗弁権の主張をすることのみを理由として、直ちに、お客様の信用が毀損される可能性は低いと考えられます。

Q 3-4 信販会社やクレジットカード会社からの引落しがされないように口座の残高をゼロにしてもいいですか。

A 3-4 信販会社やクレジットカード会社に対し、支払停止の抗弁を主張せずに、支払いを止めた場合、「延滞」扱いになってしまうと考えられます。

そのため、単に口座の残高をゼロにするだけでは、信販会社やクレジットカード会社から督促を受け、不利益を被る恐れがありますので、お手数をお掛けして恐縮ではございますが、お客様において、当該信販会社又はクレジットカード会社に対し、支払停止の抗弁権を主張し、請求を止めるよう求めるのがよろしいかと存じます。

Q 4 破産者らの本社又は破産管財人の事務所に対し、破産者らとの契約の解除通知を発送した方がいいのでしょうか。

A 4 お客様のご判断にはなりますが、破産者らの破産により施術をすることができない以上、債務不履行に基づく解除をすることは可能です。

なお、破産手続開始により役務の提供はできませんので、解除をしなくとも、信販会社に対する支払停止の抗弁権を主張することはできるものと思料いたします。

Q 5 破産手続開始通知書はいつ発送されますか。

A 5 12月中旬以降、電子メール又は郵送等の適宜の方法により発送する予定です。

以 上